

災害時等における緊急搬送等に関する協定書

大隅曾於地区消防組合（以下「消防組合」という。）と曾於市、志布志市及び大崎町（以下「構成市町」という。）とは、災害時等における構成市町所有の車両（以下「市町所有車両」という。）を利用した傷病者等の緊急搬送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、構成市町の管内において火災、列車・船舶・多数の者が乗車する車両の災害等により、多数の傷病者が発生した場合若しくは発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）で、消防組合が所有する車両のみでは対応できない場合において、構成市町が市町所有車両を利用して緊急搬送等を行うことにより、被害の軽減を図り、傷病者等の安全を確保することを目的とする。

（協力要請）

第2条 消防組合は、災害時等において市町所有車両の利用が必要であると判断したときは、次項に掲げる協力活動を構成市町に対して電話等により協力要請するものとする。

2 協力活動の内容は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者等の緊急搬送及び保護活動
- (2) 災害救助活動に必要な物品、人員等の搬送活動
- (3) 災害応急活動に必要な人員等の搬送活動
- (4) 災害応急活動に必要な物品の貸与、提供等

（協力活動の実施）

第3条 前条の規定による協力要請を受けた構成市町は、当該協力要請に基づく協力活動を行うものとする。

2 消防組合は、前項の構成市町のみでは対応できないと判断した場合、他の構成市町に対して協力要請を行い、当該協力要請を受けた構成市町は、可能な限り協力活動を行うものとする。

（活動報告）

第4条 消防組合は、前条の協力活動を完了したときは、速やかに構成市町へ報告するものとする。

なお、協力活動中の経過についても適宜構成市町に報告するものとする。

（経費負担）

第5条 消防組合の協力要請に基づき、構成市町が実施した次に掲げる費用は、構成市町が負担するものとする。

- (1) 構成市町が供給した車両等の運賃及び料金
- (2) 有料道路及び有料駐車場の使用料
- (3) その他構成市町が負担すべき費用

2 消防組合の協力要請に基づき、市町所有車両の利用で使用した燃料費は、消防組合が負担するものとする。

（連絡調整及び緊急連絡表）

第6条 消防組合及び構成市町は、この協定及び防災に関して情報の共有化を図る

ため、平時より連絡調整を行うものとする。

2 消防組合は、この協定に関する消防組合及び構成市町の担当部署の緊急時連絡表を作成し、構成市町に配付するものとする。

(損害賠償)

第7条 消防組合の責に帰する事由により、協力活動に従事する車両等に損害を与え、又は滅失したときは、消防組合により対応するものとする。

2 構成市町は、協力活動の実施中に、構成市町の責に帰する事由により、この協定に基づく協力活動に従事した者が、当該協力活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は疾病若しくは負傷により死亡あるいは障害の状態となったとき、さらに同乗者若しくは第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。この場合、構成市町は、事故発生後、速やかに消防組合に報告しなければならない。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、消防組合又は構成市町から書面による協定解除の申し出がない限り、その効力は持続するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し疑義が生じたときは、消防組合及び構成市町協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、消防組合及び構成市町それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年11月29日

大隅曾於地区消防組合
管理者 五位塚 剛



曾於市
市長 五位塚 剛



志布志市
市長 本田 修一



大崎町
町長 東 靖弘

